

令和6年度産業集積拠点開発可能性調査業務委託
ー公募型プロポーザル募集要項ー

1. 業務の背景及び目的

深谷市（以下、「本市」という。）は、これまで、産業振興施策の一つとして、関越自動車道花園 I C 近接地において、農業と観光の振興を図るための交流・連携拠点を整備する「花園 I C 拠点整備プロジェクト」に取り組み、令和4年度に一連の施設整備を完了した。

また、本市では、花園 I C 拠点整備プロジェクトの取り組みと並行して、市内全域を対象として、工業団地整備の適地選定を実施するとともに、継続的に現地調査を行ってきた。

これらの取り組みの成果から、本市は、今後新たに産業用地の土地利用を誘導する場合、関越自動車道寄居 S I C に近接する地区の優位性が高いものと見込んでいるところである。

そこで、本業務は、寄居 S I C 近接地区の特性を踏まえ、多様な業種への意向調査を通じて、本市の持続的な発展に寄与する事業分野を整理するとともに、寄居 S I C 近接地区整備への参画可能性がある事業者を抽出し、寄居 S I C 近接地区の土地利用や整備手法等について検討するため、実施するものである。

2. 業務対象地

寄居 S I C 近接地区（埼玉県深谷市今泉、本郷）



地図データ ©2024

地区の概要：

本地区は、関越自動車道寄居ＳＩＣから約２ｋｍ圏内に位置し、主に山林／田／畑が広がっている面積約５０ｈａのエリアである。本地区には既存の公園や住宅も点在しているほか、畜産関連の農業用施設が数多く存在している。

深谷都市計画区域内（市街化調整区域内、用途地域及び地区計画の定めなし）にある本地区は、大部分が農業振興地域に指定されている。

また、関越自動車道を挟んで西側には、「寄居スマートＩＣ西地区産業団地」が整備されているほか、令和６年度から新たに「美里甘粕地区産業団地（仮称）」の整備が事業化されているなど、産業集積に向けた動きが活発化している地域に近接する地区である。

３．業務名称

令和６年度産業集積拠点開発可能性調査業務委託

４．業務の内容及び委託費の上限

（１）業務内容

特記仕様書に定める業務内容を基本とし、企画提案者の提案に基づいて、市と協議のうえ決定する。

（２）業務委託費の上限

１０，０００千円（消費税を含まない）

５．発注方法

本業務は、受注者の専門性、技術力、経験、企画力、創造性等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れることが期待されるものであって、仕様書等で具体的な業務内容を規定することが困難であることから、公募型プロポーザル方式により発注する。

６．契約期間

契約日から令和７年３月３１日まで

7. 本プロポーザルの参加資格要件

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を満たす単体企業、または共同企業体とする。

【A 単体企業の場合】

- ① 本市の入札参加資格（深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿への登録）の有無は問わない。ただし、入札参加資格を有しない者は、次に掲げる書類を提出すること。
 - i 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
 - ii 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - iii 市税（深谷市）に滞納がないことの証明書
 - iv 直近の財務諸表
- ② 深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく、入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

【B 共同企業体の場合】

- ① 2者又は3者で構成する共同企業体であること。
- ② 構成員において決定された共同企業体の代表者は、【A 単体企業の場合】の①～④の要件を満たすこと。
- ③ 管理技術者は共同企業体の代表者から配置すること。
- ④ 様式10及び様式11により、共同企業体協定書を締結していること。
- ⑤ 共同企業体構成員は本プロポーザルにおいて、単体企業としての提案をしないこと。また、他の共同企業体の構成員にならないこと。

(2) 予定管理技術者等

- ① 管理技術者に技術士（建設部門一都市及び地方計画）の資格を有する者を配置すること。また、企画提案者と直接かつ恒常的な雇用関係が3ヵ月以上ある社員であること。
- ② 管理技術者と担当技術者との兼務は不可とする。

8. 提案書等の作成

(1) 提案書等

次の項目について、原則として各様式で指定する用紙サイズ・枚数で作成し、レールホルダー等に綴じ込み提出すること。

なお、提案書等で使用する文字の大きさは、原則として10ポイント以上（文章を補足・説明する図・表・写真についてはこの限りでないが、十分に読み取れる程度の大きさ）とする。

- ① 会社概要（様式2）
- ② 業務実績調書（様式3）
- ③ 業務実施体制（様式4）
- ④ 予定技術者の経歴等調書（様式5）
- ⑤ 業務実施方針（様式6）
- ⑥ 業務内容提案（様式7）
- ⑦ 本業務委託費用の見積書（様式8）
- ⑧ 次年度業務内容の提案（様式9）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部とする。

(3) 提出方法等

- ① 予め提出時刻などを連絡のうえ、「担当窓口」に提出すること（郵送不可）。なお、提出された書類は返却しない。
- ② 令和6年7月30日（火）午前9時～正午まで

9. 募集等スケジュール

(1) スケジュール

本企画提案の募集スケジュール（予定）は次のとおりとする。

実施内容	実施期間
募集要項の公表	令和6年6月25日（火）
参加申込書受付期間	令和6年7月4日（木）午後5時まで
質問受付期間	令和6年7月17日（水）午後5時まで
質問に対する回答	令和6年7月19日（金）午後6時まで
提案書の受付	令和6年7月30日（火）午前9時～正午
契約締結	令和6年8月下旬

(2) 参加申込書及び資料貸出申込書の受付

本企画提案に関する参加申込については、予め提出時刻などを連絡のうえ、別紙「公募型プロポーザル参加申込書」（様式1）を作成し、令和6年7月4日（木）ま午後5時までにE-mailにて提出すること。なお、件名は「参加申込書」とすること。

(3) 質問書の受付及び回答

本企画提案に関する質問については、別紙「質問書」にて作成し、令和6年7月17日（水）午後5時までにE-mailにて提出すること。なお、件名は「質問書」とすること。

質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）午後6時までに市ホームページで行う。

10. 提案の選考

(1) 選考方法等

企画提案書は、本市が設置する選考委員会において、企画提案書の内容をもとに審査し、最優秀提案及び次点優秀提案を選考する。選考は次の方法で行う。

- ・企画提案者については、実名審査とする。
- ・採点は委員会の合議制とし、最優秀提案及び次点優秀提案を選考する。
- ・選考の結果、最優秀提案等を決定しない場合がある。
- ・最優秀提案者と、仕様書及び提案書を基に契約調整を行う。
- ・最優秀提案者が契約締結を辞退した場合、次点優秀提案者と契約調整等を行う。

(2) 審査基準

別表のとおり。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、全ての企画提案者に通知し、最優秀提案及び次点優秀提案については、企業名及び総点数を市ホームページに公表する。

1 1. その他

(1) 注意事項

- ① 本企画提案に関する説明会を行わない。
- ② 本企画提案に関する一切の経費は、全て企画提案者の負担とする。
- ③ 提案書に虚偽の記載をし、その他不正な行為があった場合は、当該提案を無効にするとともに、指名停止等の措置をとることがある。
- ④ 提案書受理後に提案書類を変更又は差し替え若しくは再提出することは認めない。
- ⑤ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑥ 本企画提案への参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 1 2）を提出すること。
- ⑦ 質問受付などにより、本企画提案に関する募集要項などを修正する場合がある。
- ⑧ 本公募型プロポーザルにおいて次年度業務の提案書（様式 9）を提出したこと、または本業務を受注したことによって、本市が企画提案者または受注者に対し、次年度業務の発注を行うものではない。

(2) 担当窓口

深谷市 産業振興部 産業ブランド推進室 企業誘致推進係

住所：〒366-8501

埼玉県深谷市仲町8-17

電話：048-577-3819（直通）

E-mail：f-brand@city.fukaya.saitama.jp

【別表】審査基準

審査項目		評価ポイント	関連様式	配点
業務実績	業務実績	◆ 業務目的を達成するために必要な規模、件数の実績があると認められる。 ◆ 企画提案内容の実施に十分な技術力を有するものと認められる。	3	10
業務実施体制	業務実施体制	◆ 配置技術者の経験・資格・人数など、業務を遂行する上での確な体制が確保されていると認められる。 ◆ 業務の主要な段階において、業務手順の妥当性、成果品内容の適正さに係る照査の体制が確保されていると認められる。	4	10
	予定管理技術者等の類似業務実績	◆ 提案内容に見合う資格・実績を持つ管理技術者及び担当技術者が確保されていると認められる。 ◆ 履行中の業務の分量・質などは本業務の履行に支障がないと認められる。	5	10
企画提案内容	業務実施方針に関する提案	◆ 本市の産業振興施策や地区の概要を理解し、整理すべき前提条件が具体的に提案されており、本業務を的確に実施できると認められる。 ◆ 本業務の業務実施フローや庁内外の関係機関などの調整先が具体的に想定されており、本業務を効率的に進めることができると認められる。	6	20
	業務内容に関する提案	◆ 民間事業者意向調査について、調査手法や調査先選定等の作業プロセスが具体的に提案されており、本業務を効果的に実施できると認められる。 ◆ 基本構想検討、事業化概略検討における各作業項目について、提案が具体的であり、本業務を効果的に実施できると認められる。	7	30
本業務の見積金額		◆ 企画提案内容に対し、金額の内訳が丁寧に説明されており、妥当性・合理性のある見積金額であると認められる。	8	10
次年度想定業務内容の提案		◆ 本年度業務の企画提案内容を踏まえて、次年度に想定される業務内容及び業務金額が詳細に提案されており、本業務の調査結果の実現に資するものと認められる。	9	10
【合計】				100